

国民年金

国民年金保険料の後払い(追納)ができます

国民年金保険料(以下、「保険料」)の学生納付特例や免除、納付猶予(以下、「免除など」)の期間がある方は、保険料を全額納付した場合に比べて、将来受け取る年金額が少なくなります。将来受け取る年金額を補うために、保険料を後から納付する追納をすることができます。

◆申請方法

年金事務所窓口で申請書を提出または郵送により提出してください。納付書が届きますので期限内に納付が必要です。(口座振替、クレジット納付はできません)

◆注意事項

- ・免除などが承認された月の過去10年以内の期間が追納できます。(例:令和2年3月分は令和12年3月末まで追納できます)
- ・免除などが承認された期間のうち、原則古い期間からの納付となります。

- ・免除などが承認された期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

学生納付特例制度は 年度毎の申請が必要です

現在、学生納付特例の承認を受けている方で引き続き令和2年度も、学生納付特例を希望される方は申請が必要です。令和2年4月に日本年金機構から送付される通知に記入して返送または役場住民課で申請をしてください。

なお、令和2年度分は、令和2年4月から受付開始となりますのでご注意ください。

岡崎阜南年金事務所 ☎273-6161
住民課 ☎388-1115



消防署

考える火災予防!

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195

全国火災予防運動は、毎年、春季と秋季の年に2回実施されています。この運動は「火事に気をつけ、防火意識を高めよう」というものです。

これからの季節、乾燥した空気が西から東へ偏西風にのり流れてくるため、火災が起きるとまたたく間に火は広がり被害は拡大してしまいます。そこで、火災が発生してから対応するのではなく事前に予防することが重要になってきます。

総務省消防庁の調べでは、2019年1月～6月までの上半期火災総件数は22,065件であり、昨年の上半期と比較すると約5.7%増加しています。その中で建物火災の原因内訳を見ると「こんろ」、「タバコ」、「ストーブ」といった身近なものからの出火が多く、火災を起こさないためにも今一度使用方法などを見直す必要があるのではないのでしょうか。

そこで今回実施する春季全国火災予防

運動(3月1日～7日)をきっかけとして、家族で防火について考えてみてはいかがでしょうか。家庭での防火ルール、対策、知識を深めそれを確認し合うことが防火の意識を高めることになるでしょう。

少しの不注意で火災が発生することがありますが、逆に少しの注意で火災を防ぐこともできるのです。

だからこそまずは防火について考えることから始めましょう。その一歩が防火意識を高める大切な歩みになり、あなたの家、そして家族を守ることにつながるのです。

